

宿毛市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性及びその品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (6) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページの広告として適当でないものと認められるもの

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用する。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠は、10枠とする。

3 市は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告掲載場所を設置することができる。

(広告掲載の申し込み及び決定)

第4条 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」と

いう。)は、宿毛市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)と、広告原稿案を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、前条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、宿毛市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

3 広告掲載が適当と認める申込みが、第3条に定められた広告掲載数を超える場合は、次に定める各号の順に広告掲載を決定するものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は、抽選により決定する。

(1) 宿毛市内にのみ事業所等を有する私企業又は自営業に係る広告

(2) 掲載期間の長い広告主

(3) 前各号に規定する以外の広告

(広告の版及び版代)

第5条 広告原稿の内容及び作成経費は、広告主の責任及び負担とする。
(広告の大きさ)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 最大で縦60ピクセル

(2) 横150ピクセル

(3) 10キロバイト以内

(4) GIF(ジフ)形式又はテキスト形式(GIFアニメやテキストの点灯等不可)

(5) 静止画

2 市ホームページへ掲載する広告は、高齢者や障害者を含めた多くの人々が利用できるように配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、次の通りとする。

(1) 宿毛市内に事業所等を有するもの：1 枠につき月額 4, 7 6 2 円（税抜き）に消費税相当額を加えた金額

(2) 前号以外のもの：1 枠につき月額 9, 5 2 4 円（税抜き）に消費税相当額を加えた金額

2 同一の広告を 6 ヶ月以上連続して掲載する場合の広告掲載料は、別表に定める金額に消費税相当額を加えた金額とする。

（広告掲載料の納付）

第 9 条 広告主は、市が発行する納付書又は口座振込により、請求日から起算して 3 0 日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告掲載料は一括前払いとする。

（広告主の届出義務）

第 1 0 条 広告主は、次の各号に該当する場合は、宿毛市ホームページ広告申込内容変更届（第 3 号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第 1 1 条 市は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。

(3) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

(4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。

(5) 当該広告を掲載することで、市ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。

(6) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき。

（損害賠償請求）

第 1 2 条 前条第 2 号及び第 3 号に該当する事由により市が被害を被っ

た場合は、市長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年11月24日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表

		宿毛市内に事業所等 を有するもの	左記以外のもの
掲載期 間	1～5ヶ月	月額4,762円(税抜き)	月額9,524円(税抜き)
	6～11ヶ月	月額4,620円(税抜き)	月額9,239円(税抜き)
	12ヶ月以上	月額4,524円(税抜き)	月額9,048円(税抜き)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

団体名

住所

代表者氏名

印

電話番号

宿毛市ホームページ広告掲載申込書

宿毛市ホームページ広告掲載取扱要綱第4条の規定に基づき、ホームページへのバナー広告の掲載を申し込みます。

バナー広告からの リンク先アドレス	http://
広告掲載希望期間	1ヶ月 ・ 6ヶ月 ・ 12ヶ月 ・ () ヶ月
バナー広告の 提出方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電子メール
担当者	部署： 氏名： 電話番号： E-mail：
請求書の送付先	住所： 氏名：
その他	<p>申し込みに当たっては、宿毛市ホームページ広告掲載取扱要綱及び宿毛市ホームページ広告掲載取扱基準の内容を遵守します。又、宿毛市が宿毛市税の納付状況調査を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">(代表者) 氏名 印</p>

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました宿毛市ホームページへの広告掲載について、次の通り決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
掲載期間	1ヶ月 ・ 6ヶ月 ・ 12ヶ月 ・ ()ヶ月
バナー広告からのリンク先アドレス	http://
広告掲載料金	円
掲載しない理由	
その他	

不服申立て

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日後 60 日以内に市長に審査の申出をすることができます。

審査の申出に対する市長の決定に不服があるときは、決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査の申立に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査の申出があった日から 3 ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

団体名

住所

代表者氏名

印

宿毛市ホームページ広告申込内容変更届

宿毛市ホームページ広告掲載申込書の記載内容等に変更がありましたので、宿毛市ホームページ広告掲載取扱要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。

項目	変更日	年 月 日
	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 広告掲載の取り下げ <input type="checkbox"/> バナー広告の差し替え <input type="checkbox"/> リンク先アドレスの変更 <input type="checkbox"/> 広告掲載申込書の記載内容 <input type="checkbox"/> 上記申込書の添付書類 (変更後の書類を添付すること。)		